

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	人員輸送役務	DIH-LS-23001	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 5年 4月 17日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	情報本部総務部		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部総務部（以下，“官側”という。）が行う研修に係る人員輸送役務について規定する。

### 1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### 1.2.1 引用文書

道路運送法（昭和26年法律第183号）

#### 1.2.2 関連文書

輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン（平成24年6月29日国土交通省自動車局）

貸切バスによる人員輸送役務を調達する際の留意事項について（通知）[装管調第10907号（令和4年7月7日）]

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

貸切バス事業者の営業区域に、運行の発地又は着地のいずれかが含まれていなければならないものとし、発地又は着地は、実際に旅客が乗車又は降車した場所とする。

なお、この仕様書に規定していない事項は、商慣習による。

### 2.2 役務の内容

#### 2.2.1 履行日時

履行日時は、調達要領指定書によって指定する。

#### 2.2.2 運行経路

運行経路は、調達要領指定書によって指定する。

#### 2.2.3 輸送人数

輸送人数は、調達要領指定書によって指定する。

#### 2.2.4 借上車両等

借上車両等は、調達要領指定書によって指定する。

## 2.2.5 支援内容

- a) 契約の相手方は、運転手に関わる経費、有料道路代、燃料費等、車両運行に必要な一切の諸経費を負担しなければならない。  
なお、駐車場については官側が準備する。
- b) 天候等により運行計画を変更する場合は、官側と調整しなければならない。
- c) 到着時間の厳守及び交通渋滞や通行止め等により、当初の経路では予定時間に到着が困難な場合は、適宜最適な経路を選定しなければならない。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 申請書類

契約の相手方は、防衛省内に乗り入れるため運行日前日までに申請に必要な情報を官側へ通知しなければならない。

なお、細部については、官側の指示による。

### 4.2 補償

契約の相手方は、本役務の履行にあたり、車両が事故又は故障により運行不能に陥った場合、契約相手方の責任において速やかに代替車両を準備しなければならない。

### 4.3 保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

### 4.4 安全管理

契約の相手方は、道路運送法を順守し、役務提供に際して安全管理等に万全を期さなければならない。

なお、安全に関する責任は契約相手方が負わなければならない。

### 4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	12-06-0415-4002
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年 4月15日
	作 成 部 課	情報本部総務部
	作 成 年 月 日	令和6年 4月12日
品 名	人員輸送役務	
仕 様 書 番 号	DIH-LS-23001	

指定事項

- 1 履行日時は、次による。  
令和6年5月23日（木）06時00分～17時00分
- 2 運行経路は、別紙「行程表」による。
- 3 輸送人数は、次による。  
輸送人数：70～80名程度
- 4 借上車両等は、次による。  
借上車両等：大型バス（正座席40名以上）2台、運転手2名
- 5 **2.2.5 a)**の駐車場は、次による。  
東富士演習場（畑岡地区）到着から出発までの間の駐車場は、官側が準備する。